

裁判つてどこへ申し立てる?~実は知らない裁判のルール~

法テラス八雲法律事務所
弁護士 菊池 和史
(函館弁護士会所属)

■新たな年を迎えて早くも1ヶ月を過ぎようとしています。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。今月は、実はあまり知られていない裁判のルールについてご紹介します。

■裁判所へ手続を申し立てる際、裁判手続を利用されたことのない方であれば、どこの裁判所に申し立てるべきかわからないことが多いと思います。ひとくちに「裁判所」といつても、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所、高等裁判所、そしてニュースや新聞でよく聞かれる最高裁判所と様々な種類があります。

裁判所では、一番近い裁判所へ申立てをすればよいというようなルールにはなっていません。事件の性質や当事者の住所ごとに申し立てる裁判所が定まるようにルールを設けています。

■では、どのようなルールになっているのでしょうか。まず、様々な種類の裁判所のうち、新しい事件を受け付けできる裁判所が決められています。それは地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所になります。高等裁判所や最高裁判所は、新しい事件ではなく、すでに審理がなされた事件について、その審理・判断が正しかったのかどうかを決める裁判所になります。このような裁判を「控訴審」や「上告審」と呼びます。

■続いて家庭裁判所は、離婚・遺産分割調停や離婚訴訟といったいわゆる民事事件と呼ばれる事件類型を取り扱う裁判所となります。裁判所を利用した離婚の話し合いをしたい場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。

■そして、地方裁判所、簡易裁判所が、その他の一般の民事事件を取り扱う裁判所です。訴訟の金額が少額であれば、簡易裁判所で審理するルールとなっています。

■ところで、裁判や調停は、両方の当事者が手続に参加することになりますが、裁判所のルールとして相手方の住んでいるところにある裁判所へ申し立てるこになっています。例えば、両当事者が北海道にお住まいであれば、北海道の裁判所で審理ができますが、相手方が道外にいる場合、本州の裁判所で審理することになります。もつとも最近では、ウェブ会議や電話会議など裁判のIT化が進んでおり、本州で審理することになっても、道内で裁判手続に参加できる制度が整備されています。

■裁判所へ申立てについては、今回説明したもののが、例外も多く、実は弁護士でも悩むことが多いです。裁判手続を検討されている方は、ぜひ法律相談の活用をご検討ください。さて、当事務所では、みなさまからの広く法律相談を承っております。一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所（☎050-3383-8366）」までお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

1 ストップ・ザ・交通事故

雪道運転時のスリップ事故が増えています。
路面状況に合わせた「ゆとりある運転」をしましょう。



2 サイバーセキュリティ月間のお知らせ

皆さんの生活を脅かすサイバーセキュリティ犯罪が身近になっています。
セキュリティについて日頃から意識を高めましょう。



[問い合わせ先]函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110